

■緑の保全・回復 ～残された緑の保全と緑化の推進～

重点 目標

2010 年度までに市域面積の 30%に相当する緑の確保を目指す。
(主なものとして、樹林地 400ha、農地 500ha、公園緑地 1,000ha の確保を目指す。)

現 状

市域の緑を大別すると、斜面緑地など現況が樹林を形成している「樹林地」、田・畑などの「農地」、都市公園などの「公園緑地」、道路・学校などの公共施設や住宅・団地・工場などの緑被地からなる「緑化地」、河川水面・河川敷など「その他の緑地」に分けることができます。

1999 年度には、緑の現況量を客観的に示す指標として、人工衛星から樹林地・草地の植生域と水域を調査し、水域を含む場合と含まない場合に分けて、市域の緑被率を算出しました。

全市の緑被率は、水域を含まない場合は約 24%、水域を含む場合は約 29%となっています。緑被率を区別に示すと「区別緑被率集計表」のようになっています。

区別緑被率集計表(人工衛星データによる)

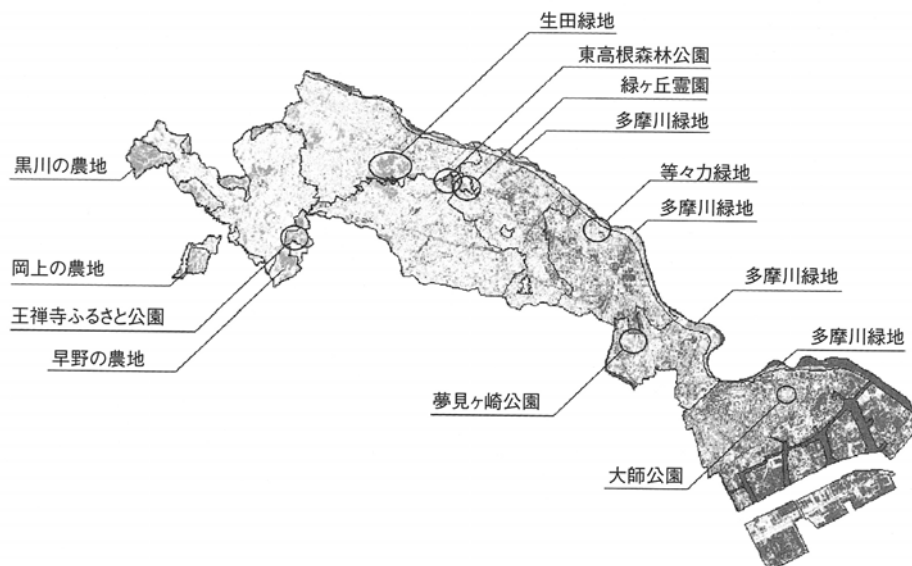
1999 年 9 月現在

区名	緑 被 率 (%)		面 積 (k m ²)		緑被率算定項目		
	水域なし	水域あり	総面積	都市域	草地	樹林地	水域
川崎区	3.91	21.37	45.260	35.587	0.819	0.628	8.226
幸 区	12.37	15.60	10.034	8.468	0.799	0.396	0.370
中原区	10.18	12.55	14.707	12.858	0.974	0.483	0.389
高津区	25.66	27.76	16.409	11.852	2.159	1.932	0.462
宮前区	32.18	32.19	18.552	12.576	2.819	3.148	0.002
多摩区	34.26	36.37	20.406	12.987	3.394	3.374	0.654
麻生区	53.16	53.16	23.313	10.921	4.691	7.704	0.000
計	24.05 ※2	29.21 ※3	A 148.681 ※1	C 105.248	D 15.655	E 17.666	B 10.104

※ 1：都市計画基礎調査に基づくデータ。統計書の市域面積とは異なります。

※ 2：(D+E)÷(A-B) ※3：(D+E+B)÷A

緑被とは：一般的には、樹木や草地など植物の緑で被覆された土地、もしくは緑で被覆されていなくても自然的環境の状態にある土地の総称とされています。



樹林地

樹林地の目標である400haに対し、2006年度末の市域における法律、条例等の施策により保全されている樹林地の面積は180.7haで前年より25.1ha増加しています。

保全施策をされている樹林地面積の推移

(単位：ha)

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
保全施策をされている樹林地面積	115.0	122.8	135.4	146.7	155.6	180.7
樹林地の目標値	400					
※山林原野の面積(参考)	582	571	562	554	543	495

※固定資産概要調書による市域内の山林原野面積(参考値)

市域において、保全施策を展開していますが、樹林地については、主に麻生区、多摩区、宮前区及び高津区に多く分布しています。

農地

農地は、都市の貴重な空間、オープンスペースとなっており、ふるさとの景観として人の心をなごませるなど、多面的な役割を果たしています。

農地の目標である500haに対し、2007年1月1日現在の市内農地面積は、前年より9.5ha減少し、666.7haとなっています。このうち、市街化区域内の農地面積が486.0ha、市街化調整区域内の農地が180.7haとなっています。市街化区域内農地のうち生産緑地地区は指定面積が315.4haで市街化区域内農地の64.9%を占めています。

農地面積の推移

(単位：ha)

		2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
農地面積	市街化区域内農地	563.1	544.4	525.0	511.2	495.1	486.0
	市街化調整区域内農地	181.4	181.1	182.2	182.2	181.1	180.7
	合計	744.6	725.5	707.2	693.3	676.2	666.7
農地の目標値		500					

市街化調整区域内農地面積を区別にみると麻生区が大半を占め、高津区、宮前区、多摩区と続いています。

公園緑地

公園緑地の目標である1,000haに対し、1,117か所、653.57haとなりました。市民1人当たりでは、4.86^{m²}(都市公園法にいう都市公園の市民1人当たりの面積は3.69^{m²})となっています。

年度別の推移をみると、総体的な整備面積は漸増しているものの、市民1人当たりの公園緑地面積はほぼ横ばいで推移しています。

公園緑地面積及び市民1人当たりの公園緑地面積の推移

(単位：ha)

種別・年度		1985	1990	1995	2000	2003	2004	2005	2006
全公園 緑地	総面積	484.96	517.35	541.13	611.75	611.75	622.74	634.79	653.57
	公園緑地の 目標	1,000							
	1人当たり面 積(m ²)	4.45	4.43	4.51	4.54	4.72	4.76	4.80	4.86
都市 公園	総面積	399.02	424.44	435.13	452.88	482.72	488.50	492.00	496.68
	1人当たり面 積(m ²)	3.67	3.63	3.63	3.61	3.72	3.74	3.72	3.69

※全公園緑地には、都市公園のほか市営公園を含んでいます。

市街化区域・市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画法によって定められている都市計画区域の区分。市街化区域は、既に市街地を形成している区域や概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域で、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域である。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の役割を緑地機能の面から積極的に評価し、適切に保全することによって、都市環境を維持することをねらいとして都市計画上位置付けられた農地。生産緑地に指定されると税制上の優遇措置が受けられるが、土地利用が制限される。

緑の基本計画（かわさき緑の 30 プラン）

市域の緑の保全及び緑化の推進に係る施策を総合的かつ計画的に推進する企画。緑の保全及び緑化の目標、緑の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項、緑地の配置の方針に係る事項、緑化の推進を重点的に図るべき地区及び緑化の推進に関し必要な事項等を定める。

特別緑地保全地区

都市計画に定める地域地区の一つ。良好な樹林地等を保全することを目的に指定する。地区内の緑地を保全するための一定の行為が制限される。

緑の保全地域

（巻末用語索引参照）

緑地保全協定

緑地を保全するための所有者と協定を結ぶ制度。適正な保全に努めるため、市は管理経費の一部を助成する。

（川崎市）ふれあいの森

土地所有者から良好な樹林地を借り受け、散策路や休憩施設等を整備し、自然とふれあえる場として、市民に利用を供するもので、緑の保全と活用を図ることを目的としている。

保存樹木、保存樹林

良好な都市環境を維持するため、保全は必要と認める樹木、樹林をいい、市長が指定する。樹木の場合は、樹形が優れており、一定の幹の周囲や樹高がある樹木が、樹林の場合は、樹林が優れた内容を形成し、一定の面積等がある樹林が対象となる。保存樹木、保存樹林又はまちの樹を伐採又は移植しようとするときは、事前の届出が必要になる。

この1人当たり面積を区別でみると、麻生区が 7.03 m²と最も多く、幸区が 2.59 m²と最も少なくなっています。
大都市の1人当たりの都市公園面積では、神戸市が最も広く 16.5m²、仙台市が 12.4 m²、北九州市が 11.2 m²とつづき、大阪市は 3.5m²となっています。

大都市1人当たり都市公園面積の比較（2006年度末）

（単位：m²）

都市	川崎市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	新潟市	静岡市	浜松市
面積	3.7	10.9	12.3	5.0	8.9	4.6	8.5	5.6	7.9
都市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市	
面積	6.8	4.1	3.5	8.1	16.5	8.3	11.3	8.7	

施策の概要

川崎市緑の基本計画（かわさき緑の 30 プラン）では、市民が健康で快適な生活を営めることを目標に、諸外国の事例や生態学者の提案などから導き出した、望ましい緑の割合である市域面積の 30%に相当する緑の確保をめざしています。

30%の内訳としては、樹林地、公園緑地などまとまりのある緑や街路樹、公共施設の緑、住宅地や工場などの緑、さらに、河川敷や水面となっています。

市では、川崎市緑の基本計画（かわさき緑の 30 プラン）の目標を達成するため、「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、樹林地の保全、都市緑化の推進を図るとともに、農地の保全や、公園緑地の整備拡充に努めています。

かわさき緑の 30 プランの「緑の確保目標」

内訳	確保目標	市域に占める割合
樹林地	400ha	2.8%
農地	500ha	3.4%
公園緑地	1,000ha	6.9%
緑化地	2,000ha	13.8%
その他緑地	700ha	4.8%
合計	4,600ha	31.7%

* 市域面積 14,500ha に設定

●樹林地の保全

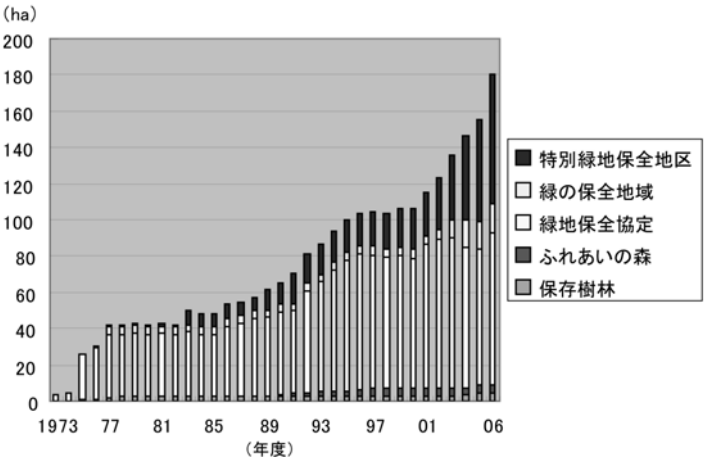
2006 年において、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区は、新たに 4 か所、約 2.7 ha を指定しました。また野川十三坊台特別緑地保全地区、早野梅ヶ谷特別緑地保全地区、黒川よこみね特別緑地保全地区の区域変更により、約 12.3ha を追加指定し、42 か所、約 71.3ha になりました。

川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づく緑の保全地域は、新たに 3 か所、約 0.9ha を指定し、17 か所、約 16.7ha となりました。

緑地保全協定は、19 件、約 13.5ha の締結及び約 4.5 ha の変更（特別緑地保全地区指定によるものも含む。）により、130 件、約 83.46ha が保全されています。

また、良好な樹林地を借り受け、自然に親しむ「ふれあいの森」を設置し 9 か所約 4.7ha を指定しているほか、社寺林等を保存樹林として協定を締結し、34 か所約 4.5ha が保存されています。

樹林地の保全の推移



・ 保安全管理計画

特別緑地保全地区及び緑の保全地域に指定された緑地は、恒久的に緑の保全が図られることとなりますが、将来に向けて良好な自然的環境を維持していくためには適切な管理が欠かせないことから、動植物の調査等を踏まえて管理のあり方を定める必要があります。

このため、市では地域住民等との協働により動植物の生息調査を行い、その結果を基にワークショップ方式で管理計画を作成し、保全緑地の適正な維持管理に役立てています。

また、この管理計画づくりに参加した方々の中から、作成した管理計画に基づき、毎月下草刈りや竹林の伐採等保全緑地の適正な管理を実践する緑の活動団体が生まれています。

・ 里山ボランティア

市域の北西部に分布する斜面緑地は、かつては「里山」と呼ばれ、雑木林は薪や炭の材料となり、落ち葉は堆肥として活用されていました。また、農村の生活に密着した手入れの行き届いた里山では、様々な動植物が生息する豊かな環境が保たれていました。

しかし、昭和 30 年代以降、化石燃料の普及や都市化の進展等により里山の役割が失われ、手入れが行われなくなり、竹の侵入やアズマネザサの繁茂などにより、かつて見られた豊かな環境が失われつつあります。一方、身近な自然とふれあいたいという市民ニーズが高まり、自主的に里山の管理を行うグループも生まれてきました。里山の再生を図るためには、こうした市民の活動が不可欠なものとなっています。

こうしたことから、市では里山ボランティアを育成するための講座を開催し、里山の自然環境や管理手法、里山管理活動に際しての事故の予防と救急措置、道具の手入れ等、里山での保全活動に向けた基礎知識を学ぶためのフィールド学習を行っています。

● 農用地の保全・活用

都市における農地は、農業生産の場であるだけでなく、広々とした空間と美しい緑の景観機能、多様な生物が生息できる環境機能、災害時の避難を助け、被害の拡大を防ぐ防災機能、土に親しみ農を楽しむレクリエーション機能など、多面的な機能を有します。

こうした農地の保全・活用を図るため、環境保全型農業や地産地消の推進などにより、かわさきの農業を振興するとともに、市民の農への参加・参画を進め、農ある風景を保全していきます。

● 都市緑化の推進

- ・ 緑の活動団体は、町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体です。2006 年度は、財団法人川崎市公園緑地協会から 157 団体に助成金が交付されました。
- ・ 2001 年 9 月に川崎市環境保全審議会から、「緑化推進重点地区の設定について」の答申を受けたことから、この答申に基づき、直ちに施策を推進すべき川崎駅周辺、小杉、新百合丘の 3 地区について、地域の住民や企業等とともに、2003 年 4 月、「緑化推進重点地区計画」を策定しました。
- ・ 道路緑化では、街路樹は既路線延長等 1.1km、119 本を植栽し、累計で 387 路線、総延長 221.4km、40,482 本になりました。また、グリーンベルトは 915 m²、4,568 株植栽し、累計で 153,808 m²、988,310 株になっています。公共施設緑化では、東門前小学校等に対して緑化指導を行い、1,637m²の緑を創出しています。更に、屋上緑化、壁面緑化等の建造物緑化の手引き書、リーフレットを配付し、普及啓発に努めました。
- ・ 事業所緑化は、71 工場で緑化協定を締結しており、約 147ha の緑化地を創出し、目標達成率は 100%になっています。

（里地）里山

里地里山とは、都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落を取り巻く二次林とそれらに混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念である。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、言葉の定義は必ずしも確定していない。

緑化推進重点地区

（巻末用語索引参照）

事業所緑化協定

事業所敷地面積の一定割合（10%以上）の緑化を目指す協定。1972 年から開始し、事業所と市が協定を締結している。

街路樹、グリーンベルトの推移

年 度	街路樹						グリーンベルト	
	路線数		植栽延長 (km)		本数		植栽面積 (㎡)	
	増	累計	単年	累計	単年増	累計	単年増	累計
1990 以前	—	320	—	約 194.6	—	33,430	—	109,776
1995	1	350	約 1.0	約 201.2	143	34,609	972	128,060
1999	1	361	約 2.3	約 208.1	1,096	36,708	2,378	137,815
2000	2	363	約 1.2	約 209.3	1,056	37,764	4,135	141,950
2001	2	365	約 0.4	約 209.7	879	38,643	1,354	143,304
2002	—	365	約 1.3	約 211.0	192	38,835	1,086	144,390
2003	9	374	約 3.4	約 214.4	816	39,651	4,424	148,814
2004	4	378	約 4.4	約 218.8	484	40,135	3,478	152,292
2005	1	379	約 1.5	約 220.3	228	40,363	601	152,893
2006	8	387	約 1.1	約 221.4	119	40,482	915	153,808

●公園緑地の整備拡充

- ・2006 年度は、新たに 38 か所 18.78ha を整備しました。
- ・リフレッシュパーク事業として、御幸公園の基本構想を地域住民とともに作成し、整備に着手しました。
- ・等々力緑地では施設整備を、生田緑地では用地取得と施設整備を行いました。緑道、緑地では、菅生緑地において、用地取得と施設整備を行いました。



等々力緑地

重点的取組事項の実施状況

具体的施策の実施状況につきましては、第3章を御覧ください。

●樹林地の保全

- ・特別緑地保全地区や緑の保全地域の指定、緑地保全協定等による良好な樹林地の保全の推進
- ・保全緑地を良好に管理する「保全管理計画」の作成及び里山再生等の担い手としての「里山ボランティア」の育成の推進
【施策の概要に掲載】

●都市農地の保全

- ・生産緑地の指定と活用の推進

市街化区域内にある農地等がもつ農業生産活動等に裏付けられた緑地機能に着目して、公害の防止又は防災、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を生産緑地地区として計画的に保全して良好な都市環境の形成を図っています。

2006 年度現在、生産緑地地区は、1,992 か所、面積は 315.4ha です。

- ・市民農園、学校園等の整備及び市内農地の活用の推進

市開設の 8 農園を維持するとともに、農家自らが開設する農園利用方式の体験農園の開設を進めます。

●都市緑化の推進

- ・緑化の推進等に関して実践的な活動を行う緑の活動団体の支援
【施策の概要に掲載】

- ・市民、事業者、市のパートナーシップに基づく「緑化推進重点地区計画」の策定と推進

2002 年度に、川崎駅周辺地区、塩浜地区、浜川崎地区、新川崎地区、小杉地区、高津・溝口地区、鷺沼地区、登戸地区及び新百合丘地区の 9 地区を緑化推進重点地区

市民農園

市民の農業に対する理解を深めるとともに、土と自然に親しむ機会を提供している。利用期間は 2 年、1 区画は 10 ㎡となっている。

体験農園

農業経営の一環として、農家の行う農作業の一部を市民が農家から指導を受けながら行うタイプの農園。契約期間は 1 年

の候補地に選定しました。また、川崎駅周辺地区、小杉地区及び新百合丘地区の3地区の緑化推進重点地区計画の策定に向けて、各地区ごとに設置した市民、事業者、市の3者で構成する検討会を各々数回開催し、地区内の緑化の基本方針や目標等について検討し、2003年4月に3地区の「緑化推進重点地区計画」を策定しました。緑化推進重点地区では、公園緑地や街路樹の整備等の公共事業による緑化だけでなく、民有地の緑化なども含め、市民・事業者・行政がお互いの立場と役割を認識しながら、パートナーシップによる取組みと管理運営を進めています。

・「緑化重点事業計画」の策定と緑の景観づくり推進事業

市域における緑の軸線の充実と本市のイメージアップに寄与することを目的として策定した緑化重点事業計画に基づき、緑の景観づくり推進事業を実施しています。

・街路緑化や屋上・壁面緑化の推進

幹線道路に街路樹を継続的に植栽しているほか、2002年度には市街地における新たな緑化手法として注目されている屋上緑化・壁面緑化について、既存建築物への普及を図るため、ケーススタディ（試行活動）を目的に、魅力ある屋上緑化のモデルとして、川崎市本庁舎東館の屋上に面積約200平方メートルの花壇を整備しました。

2003年4月から、屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して、屋上緑化等助成事業を開始しました。

・自然的環境の保全に関する配慮

2003年11月に「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」を改正し、2004年1月から開発事業等に関する手続きの中に斜面緑地などを始めとした自然的環境の保全に関する配慮について、事業者の方々に対し、助言・指導を行うことが規定されました。

これは、開発事業等を計画する事業者の方々に対して、事業予定地の自然的環境を把握していただくと共に、具体的な事業計画を立案するにあたって、緑の保全・創出を効果的に行えるような公園緑地や緑化地の配置等を検討していただくことを目的としたものです。

また、開発事業等の情報が早期段階から把握することが可能となったことから、優先的に保全を図るべき斜面緑地については、事業者の方々に対して、緑地保全制度の説明を行い、保全施策への協力を行う機会が確保されました。

●公園緑地の整備拡充

・公園の適正配置による街区公園、近隣公園等の身近な公園の整備の推進

当面の街区公園配置基準での公園必要区域は、現在5箇所となっています。今後も関係局と連携し、土地情報の収集を行い、地権者の理解と協力を得て、公園用地を確保し、施設整備を進めていきます。

・身近な公園の整備における計画段階からの地域住民の参加の促進

「市民健康の森推進事業」においては、候補地の内容の検討、使い方のルールづくり、維持管理・運営の方法まで、全ての段階において地域住民の参加を図っています。

・地域の歴史や自然を活かす等特色ある大規模公園の整備の推進

「生田緑地」は、多摩丘陵の豊かな自然環境を背景に、花とみどりの文教施設の要衝として、緑の保全と活用、生態系の保全に配慮した整備の推進を図っています。

「等々力緑地」は、スポーツの拠点として、運動施設の充実を図ることを基本とし、併せて花と緑の憩いの場として、整備を進めています。

「菅生緑地」は、自然環境の保全、都市景観の向上、緩衝緑地帯などの機能を目的とすると同時に、レクリエーションの場や、環境教育・学習の場となるよう整備の推進を図っています。

・街区公園等身近な公園の地域住民による維持管理活動の推進

公園緑地愛護会により行われている公園及び緑道緑地の清掃・除草等の日常的な維持管理作業に加えて、樹木の剪定、軽易な公園施設等の維持管理や公園緑地の利用調整も行う「公園管理運営協議会」を新たに組織し、公園緑地愛護会から公園管理運営協議会への移行を進め、市民との協働による公園緑地の地元管理の推進を図っています。

2004～5年度のモデル実施を経て2006年度から本格実施し、2007年3月末現在210公園で結成されており、今後も設置を進めていきます。

（川崎市） 市民健康の森

緑の保全と創造及び地域コミュニティの形成を目的に、地域住民等と行政のパートナーシップにより取り組んでいる。完成後は、住民が主体的に市民健康の森の管理・運営を行っている。